



島教協

《すべては「子どもたちのために」》
情 報http://
www.kyougikai.orgE-mail
office@kyougikai.org

〒693-0011 出雲市大津町2214 Tel/Fax:0853(22)7762 代表者兼編集人 吉田 修

No.698

人事異動の申し入れ

12月中旬から1月中旬にかけて、島根県教育委員会・各教育事務所・各教育委員会に対して、人事異動の申し入れを行いました。

○申し入れ事項

- 1 人事異動にあたっては、人事異動方針・細則の遵守はもちろんであるが、本人の意思を尊重し、家庭事情・通勤事情等を十分に考慮され、本人の納得のいく温かみのある異動となるよう配慮されたい
- 2 本人の希望に添えない人事異動については、異動の経過を本人に知らせ、本人が納得して異動できるよう配慮されたい
- 3 他地域勤務の希望者には格別なる情報の提供をされたい
- 4 円滑な人事異動が行なわれるよう関係諸機関と緊密な連携を保ち、本人の意向の確認を行われたい

○意見交換より

- ・ 出雲管内においては、同一市町村勤務の解消のため雲南市を希望する人がとても多い
- ・ 同一市町村勤務解消のために、同じ教育事務所管内の市町だけでなく、隣接する他管内の市町も対象に考える
- ・ 近年の大量採用に伴い、採用3年後の浜田管内・益田管内の他地域勤務を希望する教員が多くなってきた
- ・ 中学校は、教科や部活動で希望をかなえることが困難になっている
- ・ 益田管内では、出身者が少ないので、他地域勤務として特に中学校教員・養護教諭・栄養教諭の人を希望する
- ・ 50歳を過ぎたら、今後の異動希望とか、最後の勤務地についてのライフプランを立てるように伝えている
- ・ 校長には、風通しの良い職場で、本人の思いをしっかりと聞くことが大事であると伝えている
- ・ 校長とのヒアリングで、教員が個別の異動計画をたてるように情報を提供している
- ・ 人事異動に際しては、丁寧な対応を心掛けている

島根県教育委員会は、人事異動方針及び人事異動方針細則を制定し、人事異動を厳正に行っています。特に、他地域勤務・他地域みなし勤務・へき地勤務については、回数と年数が定められています。

人事異動方針・人事異動方針細則を理解し、今後の赴任についての計画をしっかりと構築しましょう。

※平成29年度末人事異動のスケジュールは次の通りです。

転居等の内示	3月1日（木曜日）	記者発表	3月2日（木曜日）午前10時
内示	3月15日（木曜日）	県教委ホームページ掲載	3月22日（木曜日）12時
新聞発表	3月23日（金曜日）		

文部科学省**「学校における働き方改革に関する緊急対策」**

平成29年12月26日

文部科学省は、中央教育審議会が12月22日に林文部科学大臣に提出した「学校における働き方改革に関する総合的な方策(中間まとめ)」を受けて文部科学省が実施する「緊急対策」を公表しました。

林文部科学大臣は、12月26日の記者会見において「この緊急対策は、4つの柱で構成し、具体的な方策としては、これまでにない新たな取組を盛り込んだ。緊急対策を通じて教師の長時間勤務を見直し、教師一人一人が様々な経験を通じて、自らが研さんでできる機会を持てるようになることで、更に、効果的な教育活動へつなげていきたいと思う。」と述べました。

《全日教連中央情勢報告 NO.17 平成30年1月15日発行より》

今回公表された「学校における働き方改革に関する緊急対策」では、教職員の看過できない長時間勤務を改善するために、早急に改善、実行が求められる業務や組織運営、勤務時間の在り方等について指針が示された。これにはこれまでの「学校における働き方改革特別部会」の中で議論されてきた内容が集約して盛り込まれた。しかし、示された方策やそれに係る人員及び予算を見る限り、緊急対策として過酷な学校現場の現状を改善するものに相応しいとは言いがたい。全日教連は今後も、全国の会員からの声を聞きながら、教職員の働き方において実効性のある取組がなれるよう要望や提言を引き続き、文部科学省に対し行っていく。

《島教協》

島教協は、今年度も県教委に対して、「学校・教職員の多忙化を解消し、教員が子どもと向き合う時間を確保するための対策」を重点項目として要望を行いました。今後は今回の「緊急対策」に対する動きを注視していきます。

学校における働き方改革に関する緊急対策の概要（抜粋）

1. 業務の役割・適正化を着実に実行するための方策

（1）業務の役割分担・適正化を進めるための取組

- 学校や教師・事務職員等の標準職務を明確化し、各教育委員会の学校管理規則に適切に位置付けられるようモデル案を作成し、提示する
- 作文・絵画コンクール等への出展依頼や、家庭向けの配布物について、当該団体等に対して、教育委員会と連携して学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。
- 文部科学省内に、教職員の業務量を一元的に管理する組織の整備（来年10月の組織再編に合わせ発足予定）等

（2）それぞれの業務を適正化するための取組

- 登下校に関する対応
 - ・ 通学路における安全確保を効果的に行うため、地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取組を進める
- 学校徴収金の徴収・管理
 - ・ 学校給食費については公会計化することを基本とした上で、文部科学省内において公会計化導入に向けたガイドラインを作成し、各地方公共団体に公会計化を促す
 - ・ それ以外の学校徴収金についても、公会計化に向けた好事例を提示する
- 調査・統計等への回答等
 - ・ 文部科学省が教育委員会や学校等を対象に実施している調査項目の洗い出しを行い、必要に応じて、重複の排除に向けた整理・統合を行う
 - ・ 教育委員会による学校への調査・照会について、調査の対象の精査を促す
- 部活動
 - ・ 運動部活動については、本年度末までに、部活動の適正な運営のための体制の整備や適切な活動時間や休養日についての明確な基準の設定、各種団体主催の大会の在り方の見直し等を含んだガイドラインを作成し、提示する
 - ・ 文化部活動に関しても運動部活動と同様にその在り方等について、ガイドラインを作成する等必要な取組を行う
 - ・ 部活動の顧問については、学校職員として部活動の実技指導等を行う部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す
 - ・ 各種団体主催の大会も相当数存在し、休日に開催されることも多い実情を踏まえ、各種団体においてその現状の把握と見直しを要請する
- 授業準備
 - ・ 授業で使用する教材等の印刷や物品等の準備のような補助的業務や理科の授業における実験や観察等について、授業中の支援に加え、実験の準備・片付けや教材開発の支援は、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を促進する
 - ・ 小学校中学年で外国語活動の導入や高学年での教科化に向けて、新学習指導要領に対応した教材を開発し、希望する小学校に配布する
- 学習評価や成績処理
 - ・ 宿題等の提出状況の確認、簡単な漢字・計算ドリルの丸付けなどの補助的業務は、教師との連携の上で、適切な業務を遂行できるサポートスタッフ等の積極的な参画を促す
 - ・ 指導要録の大幅な簡素化を含め、効果的で教師に過度な負担をかけることのない学習評価の在り方を示す
- 学校行事等の準備・運営
 - ・ 従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについては、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう促す
 - ・ 各学校における学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するための具体的な取組例について提示する
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、特別支援教員の支援ができる専門的な人材、日本語指導ができる支援員や母語が分かる支援員の方がより効果的な対応ができる業務については、教師と連携しながら、これらの人材が中心となって担うことができるよう、積極的な参画を促進する
 - ・ 養護教諭の業務の効率化・負担の軽減についても検討する
 - ・ 家庭との対応の関係で保護者等から過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める

2. 学校が作成する計画等・組織運営に関する見直し

- 各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、複数の教師が協力し共有化するなどの取組を推進するよう促す
- 各教育委員会において、スクラップ&ビルドの視点に立ち、その計画の必要性を含め、整理・合理化をしていく

3. 勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための措置

(1) 勤務時間管理の徹底・適正な勤務時間の設定

- 勤務時間管理にあたっては、極力、管理職や教師に事務負担がかからないよう、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するよう促す
- 登下校時刻の設定や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう徹底する
- 部活動や放課後から夜間などにおける見回り等、「超勤4項目」以外の業務については、校長は、時間外勤務を命ずることはできないことを踏まえ、早朝や夜間等、通常の勤務時間以外の時間帯にこうした業務を行う場合、服務監督権者は、正規の勤務時間の割り振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう徹底する

超勤4項目（教育職員の給与等に関する特別措置法に関する条例第5条2）

- ① 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ② 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③ 職員会議に関する業務
- ④ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要業務

- 保護者や外部からの問い合わせ等に備えた対応を理由に時間外勤務をすることがないように、緊急時の連絡に支障がないよう教育委員会事務局等への連絡方法を確保した上で、留守番電話やメールによる連絡対応等の体制整備に向けた方策を講ずることを促す
- 長期休業期間において年次有給休暇を確保できるように一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す

(2) 教職員全体の働き方に関する意識改革

- 管理職だけでなく、学校の教職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるために、各教育委員会において、働き方に関する必要な研修が実施されるよう促す
- 校長が学校の重点目標や経営方針に教職員の働き方に関する視点を盛り込み、管理職がその目標・方針に沿って学校経営を行う意識を持つとともに、教職員一人一人が業務改善の意識をもって進めるために、人事評価が積極的に活用されるよう促す
- 学校評価において重点的な評価項目の一つとして、業務改善や教職員の働き方に関する項目を明確に位置付け、自己評価はもとより、学校関係者評価についても積極的に実施していく

(3) 時間外勤務の抑制のための措置

- 教師が、長時間勤務により健康を害さないためにも、政府全体の「働き方改革実行計画」において勤務時間に関する数値で示した時間外労働の限度について原則月45時間、年360時間の上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する

4. 「学校における働き方改革」の実現に向けた環境整備

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き方改革のための環境整備

(平成30年度予算案)

(1) 学校指導・運営体制の効果的な強化・充実

- 持ちコマ数の減等負担軽減とそれに伴う授業準備の充実
・ 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う、
一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員の充実 : +1,000人
(新学習指導要領への対応)
 - ・ 中学校における生徒指導體制の強化に必要な教員の充実 : + 50人
 - 校長・副校長・教頭等の事務関係業務の軽減による学校の運営体制の強化
・ 学校総務・財務業務の軽減のための共同学校事務体制強化(事務職員) : + 40人
- ※教職員定数については、複雑化・困難化する教育課題への対応分を含め、合計で1,595人の改善

(2) 教員以外の専門スタッフ・外部人材の活用

- スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置促進 : 61億円
(SC:26,700校) (SSW:7,500人)
- スクール・サポート・スタッフの配置 : 12億円新規 (3,000人)
※学習プリント等の印刷業務、授業準備の補助等、教員のサポートを担当するスタッフ
- 中学校における部活動指導員の配置 : 5億円新規 (4,500人)
- 理科の観察・実験の支援等を行う観察実験補助員の配置促進 : 2億円 (3,100校)
- いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究 : 0.1億円

(3) 学校が担うべき業務の効率化及び精選

- 学校現場の業務改善を加速するための実践研究やアドバイザー派遣 : 1.3億円
- 都道府県単位での統合型校務支援システムの実証研究 : 3億円
- 地域と学校の連携・協働を通じた、登下校等の見守り活動の充 : 1.1億円
- 学校給食費徴収・管理業務の改善・充実 : 0.2億円

中央教育審議会

「学校における働き方に関する総合的な方策について(中間まとめ)」(抄)

平成29年12月22日

学校・教師が担う業務の明確化・適正化より

～これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方～

○ 学校及び教師が担う業務のうち、検討が行われた業務（14業務）

- ① 登下校に関する対応
- ② 放課後から夜間などにおける児童生徒の見回り、児童生徒が補導されたときの対応
- ③ 学校徴収金の徴収管理
- ④ 地域ボランティアとの連絡調整
- ⑤ 調査・統計への協力
- ⑥ 児童生徒の休み時間における対応
- ⑦ 校内清掃
- ⑧ 部活動
- ⑨ 給食時の対応
- ⑩ 授業準備
- ⑪ 学習異動や成績処理
- ⑫ 学校行事等の準備運営
- ⑬ 進路指導
- ⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

＜基本的には学校以外（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域ボランティア等）が担うべき業務＞

①登下校に関する対応、②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応、③学校徴収金の徴収・管理、④地域ボランティアとの連絡調整については、

基本的には「学校以外が担うべき業務」であり、その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべきものとする。

＜学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務＞

⑤調査・統計等への回答等、⑥児童生徒の休み時間における対応、⑦校内清掃については学校の業務である。⑧部活動については、学校の判断により実施しない場合もあり得るが、実施する場合には学校の業務として行うこととなる。

これらの業務は、学校の業務として行う場合であっても、必ずしも教師が担わなければならない業務ではない。地域や学校の実情を踏まえ、⑤調査・統計等については事務職員等、⑥児童生徒の休み時間における対応や⑦校内清掃については地域ボランティア等、⑧部活動については部活動指導員をはじめとした外部人材、というように教師以外の者が担うことも積極的に検討すべきである。

＜教師の業務だが、負担軽減が可能な業務＞

⑨給食時の対応、⑩授業準備、⑪学習評価や成績処理、⑫学校行事の準備・運営、⑬進路指導、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応については、基本的には学校・教師の業務である。

⑩授業準備や⑪学習評価や成績処理における補助的な業務についてはサポートスタッフ等が担い、⑫学校行事の準備・運営のうち、児童生徒の指導に直接的に関わらない業務については、事務職員や民間委託等の外部人材等が担うことで、当該業務の本質的な業務について教師が集中できるようになる。

また、⑨給食時の対応については学級担任と栄養教諭等との連携による工夫等が考えられるほか、⑬進路指導については事務職員や民間企業経験者などの外部人材等、⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応はスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフが、当該業務の一部について担う方が児童生徒に効果的な対応ができる場合もある。

詳しくは、

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/12/22/1399789_1.pdf

島教協相互援助規定のご紹介

- ①結婚祝金の給付 5,000円
- ②出産祝金の給付 5,000円
- ③永年勤続祝金の給付 5,000円
- ④病氣見舞金の給付 5,000円
(傷病約1ヶ月の療養)
- ⑤災害見舞金の給付
(住宅又は家財の損害を受けたとき
程度に応じて)
- ⑥死亡弔慰金
(会員・会員配偶者死亡)

上記の規定に該当するときは、ご本人または学校代表は、事務局まで連絡をお願いします。
0853-22-7762

島教協会員証特典のご紹介

「T・ジョイ出雲」(ゆめタウン出雲東館3階)劇場売店にて島教協会員証を提示すると

売店人気ナンバー1の
ポップコーンセット
(通常750円)を
ワンコイン(500円)で
購入できます!

ぜひ、劇場売店へお立ち寄りください。
同伴者も同様の対応ができます。

歓迎!新規加入者
梅ひとみさん
(出雲市・荘原小)
よりよい教育環境をめざす島教協の仲間とともに、固く手を取り合って、ともに健全な教育実践に邁進していきましょう。

